

議案第54号

七飯町地域センター条例等の一部改正等について

七飯町地域センター条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和6年12月9日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町地域センター条例等の一部を改正する等の条例

(七飯町地域センター条例の一部改正)

第1条 七飯町地域センター条例(平成28年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「若しくは」に、「提供する」を「提供し、又は不登校児童生徒に対する教育の機会の確保等を推進する」に改める。

第4条第1項中「町長」の次に「又は教育委員会(鶴野地域センターに限る。以下同じ。)(以下「町長等」という。)」を加え、同条第2項中「町長」を「町長等」に改める。

第5条第1項及び第3項中「町長」を「町長等」に改める。

第6条第1項中「町長」を「町長等」に改め、同条第2項中「現状」を「原状」に改める。

第8条中「現状」を「原状」に、「町長」を「町長等」に改める。

第9条中「規則で」を「町長及び教育委員会が別に」に改める。

別表第2 鶴野地域センターの項を次のように改める。

鶴野地域センター	研修室1	860円	1,080円	1,400円
	研修室2	860円	1,080円	1,400円

(地域福祉施設の設置に関する条例の一部改正)

第2条 地域福祉施設の設置に関する条例(昭和51年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表鶴野会館の項を削る。

(七飯町精神障害者社会復帰施設条例の一部改正)

第3条 七飯町精神障害者社会復帰施設条例(平成17年条例第46号)の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

七飯町就労継続支援施設条例

第1条中「社会復帰、自立」を「自立」に、「社会福祉サービス」を「障害福祉サービス」に、「ために、精神障害者社会復帰施設」を「ため、就労継続支援施設」に改める。

第2条中 「名称 七飯町精神障害者通所授産施設（愛称 ぽぼろ館）
位置 七飯町鳴川5丁目348番地3」を削り、

同条に次の表を加える。

名称	七飯町就労継続支援施設（愛称 ぽぼろ館）
位置	亀田郡七飯町鳴川5丁目348番地3

第3条中「次の事業」を「就労継続支援B型事業」に改め、同条中各号を削る。

第9条第1号中「社会復帰及び」を削る。

第13条中「の各号」を削り、同条第1号中「第3条各号」を「第3条」に改める。

（七飯町さくら共同作業所条例の廃止）

第4条 七飯町さくら共同作業所条例（平成17年条例第45号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の七飯町地域センター条例の規定によりされた許可その他の行為は、この条例の施行後は、第1条の規定による改正後の七飯町地域センター条例の相当規定によりされた許可その他の行為とみなす。